

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

秋田県木材産業協同組合連合会

平成18年7月19日 制定

平成18年7月19日 公表

平成21年8月10日 改正

平成29年5月13日 改正

令和 7年6月 1日 改正

第一 目的

この実施要領は、秋田県木材産業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が平成18年7月19日に制定し、公表した「違法伐採対策に係る秋田県木材産業協同組合連合会自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 この実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、連合会の合法木材供給認定事業者（以下「認定事業者」という。）として、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする事業者は、この実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 認定は、連合会の会員を対象とする。ただし、連合会の会員たる組合に所属する事業者については、連合会の会員とみなして認定の対象とする。
- 3 会員以外の事業者の認定については、必要に応じ、別途定める。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を連合会に提出しなければならない。
- 2 認定に係る経費は、次のとおりとする。
 - (1) 認定手数料 20,000円（税別）
 - (2) 維持費 無料
- 3 前記2の経費は、連合会の請求に基づき納付するものとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 連合会は、この実施要領に基づく事業者の認定のため、審査委員会を設け、審査委員会において認定の可否を決定するものとする。

- 2 審査委員会の委員は、理事長が任命するものとする。
- 3 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、この実施要領「第五 合法木材供給事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、必要に応じ現地調査を行うものとする。
- 4 連合会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 分別管理

ア 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

イ 入出荷、加工及び保管の各段階において、合法木材とそれ以外の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(2) 帳票管理

ア 合法木材の入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

イ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

(3) 責任者の選任

この取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 連合会は、認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、所在地、連合会認定番号及び認定年月日を連合会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に連合会認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 前記1にかかわらず、別途証明書を作成する場合は、別記3で定める「木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書」によるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに連合会へ報告するものとする。
- 2 連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を報告する。

第九 立入検査

連合会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査できるものとし、認定事業者は、連合会から検査を行う旨通知を受けた場合には必要な情報を提供するなど、連合会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 連合会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。この場合において、悪質と考えられるときは、事業者名等を当団体のホームページ等に公表するものとする。
 - (1) 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - (2) 認定事業者から認定の取消申請があったとき
 - (3) 認定事業者が認定事業者の認定要件に適合しなくなったとき。
- 2 連合会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「合法木材供給認定事業者の取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法木材供給事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の1箇月前までに、別記1－2で定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を連合会に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年7月19日から施行する。

附則 この実施要領は、平成21年8月10日から施行する。

（第十一追加）

附則 1 この実施要領は、平成29年6月1日から施行する。

- 2 この実施要領による改正後合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領第三の2の規定は、この実施要領の施行の日以後の認定について適用し、同日前の認定については、なお従前の例による。

附則 この実施要領は、令和7年6月1日から施行する。

合法性・持続可能性の証明に係る会員以外の事業者認定実施要領

秋田県木材産業協同組合連合会

平成 29 年 5 月 19 日全部改正

令和 7 年 6 月 1 日 改正

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（県木連会員以外）（平成 18 年 8 月 21 日制定）の全部を改正する。

第一 趣旨

この実施要領は、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（平成 18 年 7 月 19 日制定。以下「実施要領」という。）第二の 3 の会員以外の事業者（以下「事業者」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第二 実施要領との関係

第一の認定は、第三に定める事項を除き、会員の認定の例による。

第三 合法木材供給事業者申請

- 1 第一の認定を受けようとする事業者は、別記 1 で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を秋田県木材産業協同組合連合会（以下「連合会」という。）に提出しなければならない。
- 2 前記 1 による提出は、連合会の会員で 2 以上の合法木材供給認定事業者の別記 1 - 2 で定める「推薦書」を添付して行わなければならない。
- 3 第一の認定に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 認定手数料	150,000 円（税別）に現地調査に係る実費を加算した額
(2) 維持費	無料
- 4 前記 3 の経費は、連合会の請求に基づき納付するものとする。

附則 1 この実施要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 この実施要領の第 3 の 3 の規定は、この実施要領の施行の日以後の認定から適用し、同日前の認定については、なお従前の例による。

附則 この実施要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する